

2. 支援の対象

災害復旧事業における支援の対象は、

異常な天然現象により被災した**農地・農業用施設**です。

① 異常な天然現象の例

降雨	被災した場所の 24時間雨量が80mm以上 または1時間雨量が20mm以上	洪水	はん濫注意水位以上 はん濫注意水位の定めがない場合は、 低水位から天端までの高さの1/2以上
暴風	最大風速(10分間平均風速の最大値) 秒速15m以上	その他	高潮・津波・地震・落雷 その他自然災害に起因する事象

② 農地・農業用施設の要件

農地 耕作のために使用されている土地で、現在耕作している土地
耕作予定のない農地は対象ではありません。災害復旧事業完了後、耕作されていない場合、事業に投じた費用を神戸市に返還していただきます。

農業用施設 ため池 / 頭首工 / 揚水機 / 用水路 / 排水路 / 農道 / 橋梁
堤防などのかんがい排水施設 / 農地保全施設
※ただし受益戸数が2戸以上であること

上記に該当していても、支援の対象外となる場合があります。例えば…

- 水田の場合、農地としての耕作機能と畦畔の貯留機能に支障がないもの
- 経済効果の小さいもの
道の幅が120cm未満の農道
農地で復旧費が国の定める基本額を超える場合 など
- 維持管理が行われていなかったことが原因で被災したもの
特に農業用施設については、維持管理を行っていることが証明できるように、写真による記録をお願いします。
- 1箇所の工事費が20万円未満のもの・被災の事実はあるが、過去の災害によるもの など

3. 支援内容

被災した場合の支援内容は、工事費の額によって以下の2つに分かれます。

なお、下記の支援をご希望の方は、復旧工事に必要な土地の無償使用や隣接者間の同意等、調整にご協力をお願いします。

① 工事費40万円以上の場合

被災した農地や農業用施設の**復旧工事を神戸市が実施**します。
なお、事前に復旧工事費に対する一部負担への同意が必要です。

補助率

基本補助率は、**農地50%、農業用施設65%**です。各災害の被害規模等に応じて変動します。そのため、過去の実績を下回る可能性があります。

	基本補助率	【参考】これまでの補助率実績 (平成23年～令和7年)	
		補助率実績	補助率実績 (激甚災害の場合)
農地	50%	80%～83%	91%～97%
農地用施設	65%	89%～93%	95%～99%

② 工事費20～40万円の場合(神戸市独自の補助事業)

被災者が行う**復旧工事**に対して**神戸市が補助**します。

補助率

50%

補助額の上限

20万円

他の補助事業等との併用はできません。

万が一に備えて、適正な農地・農業用施設の管理を!
- 農地・農業用施設の維持管理は大変ですが、防災対策として非常に有効です -

チラシの内容に関するお問い合わせ

 **KOBE**

TEL 984-0373

FAX 984-0368

災害復旧ホームページ

